

定款 改正

現 行	改 正	備 考
<p>第7章 評議員会</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 評議員会</p> <p><u>(評議員会運営規則)</u></p> <p><u>第24条の2 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。</u></p>	<p>新たに評議員会運営規則を制定</p>